

中国税務速報

2015年3月20日

●1 「輸出税還付（免除）企業分類管理弁法」の公布に関する公告

2015年1月7日付けで、国家税務総局は「輸出税還付（免除）企業分類管理弁法」（国家税務総局公告2015年第2号）を公布しました。

当該弁法は、既に規定により輸出税還付（免除）資格を取得した輸出企業その他の団体（以下「輸出企業」と略称する）に適用します。輸出企業は、一定の要件に基づき一類、二類、三類、四類に分類され、異なる類型の輸出企業に対して分類管理措置が実施されます。管理類別評価は毎年行われ、年次企業納税信用等级の評価結果が公布されてから1カ月以内に完了させなければなりません。評価作業が完了した翌月から、輸出企業に対し相応の分類管理措置を実施します。

本弁法は2015年3月1日から施行され、輸出企業の税還付（免除）の申告時期に基づきます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1458618/content.html>

●2 輸出税還付負担体制の完備に関する国務院の通知

2015年2月16日付けで、国務院は「輸出税還付の負担体制の完備に関する国務院の通知」（国発〔2015〕10号）を公布しました。

当該通知により、輸出税還付は全部中央財政が負担し、地方が2014年に負担していた本来の輸出税還付基数については、定額で中央に上納します。中央は地方消費税に対して増分還付を実施しないようになり、2014年消費税還付数を基数として、定額還付を実施するようになります。具体的な輸出税還付の上納基数、消費税還付基数は財政部によって査定されます。

当該通知は2015年1月1日から施行されます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/03/content_9512.htm

●3 直接投資外貨管理政策の更なる簡素及び改善に関する国家外貨管理局の通知

2015年2月13日付けで、国家外貨管理局は「直接投資外貨管理政策の更なる簡素化及び改善に関する国家外貨管理局の通知」（滙発〔2015〕13号）を公布しました。

当該通知の内容は主に以下の通りです。

- 直接投資項目における外貨登記査定を取り消し、国内外投資主体が直接銀行で国内直接投資及び国外直接投資における関連外貨登記の手続きをすることができます。
- 国内直接投資における外国投資者の出資確認登記管理を簡素化し、国内直接投資における外国投資者の非貨幣出資登記管理及び外国投資者が中国側の持分を買収する出資確認登記を取り消し、外国投資者の貨幣出資確認登記を国内直接投資の貨幣出資入金登記に調整します。
- 国外再投資外貨届出を取り消します。
- 直接投資外貨年度点検を取り消し、国内直接投資及び国外直接投資現存權益登記に変更します。
- 銀行への事中及び事後監視を強化します。

本通知は2015年6月1日から施行されます。本通知の実施後、以前の規定が本通知と合致していない場合には、本通知を基準とします。外商投資企業資本金の人民元転管理方式の改革試験区において、「一部の地区において外商投資企業の外貨資本金の人民元転管理方式の改革試行を展開することに関する問題に関する国家外貨管理局の通知」（滙発〔2014〕36号）などの関連規定により、自由意思による人民元転を実行します。

http://www.gov.cn/gzdt/2012-11/21/content_2272146.htm

●4 国外投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」及び「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」の関連条項の改訂に関する国家発展改革委員会の決定

国務院が公布した「政府が審査承認する投資プロジェクト目録」に基づき、2014年12月27日付けで、国家発展改革委員会は『「国外投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」及び「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」の関連条項改訂に関する国家発展改革委員会の決定』（中華人民共和国国家発展及び改革委員会令第20号）を公布しました。

当該決定は、「国外投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」（国家発展及び改革委員会令第9号）第七条第一項と「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」（国家発展及び改革委員会令第12号）第一条及び第四条について、改訂しました。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201501/t20150115_660330.html（第20号令）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201407/20140700651674.shtml>（第9号令）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201408/20140800691160.shtml>（第12号令）

●5 消費者権益侵害行為処罰弁法の公布

2015年1月5日付けで、国家工商行政管理総局は「消費者権益侵害行為処罰弁法」（国家工商行政管理総局令第73号）を公布しました。

当該弁法により、工商行政部門は、消費者の権益を侵害する行為に対して法に基づき行政処罰を実施し、経営者による法定の義務の履行を督促し、指導しなければなりません。当該弁法は、経営者が遵守しなければならない行為及びしてはならない行為を明確に規定し、かつ経営者が規定に違反する行為を行った場合に取りうる処罰措置を詳細に規定しました。

本弁法は2015年3月15日から施行され、1996年3月15日国家工商行政管理局が公布した「消費者詐欺行為処罰弁法」（国家工商行政管理局令第50号）は同時に廃止されます。

http://www.gov.cn/xinwen/2015-01/16/content_2805339.htm

●6 ストックオプション取引試行地管理弁法の公布

2015年1月9日付けで、中国証券監督管理委員会は「ストックオプション取引試行地管理弁法」（中国証監会令第112号）を公布しました。

あらゆる単位及び個人は、ストックオプション取引及び関連活動に従事する際、本弁法を遵守しなければなりません。当該弁法は、ストックオプション取引及び関連活動に従事するあらゆる単位及び個人（証券取引所、証券登記決済機構、関連業界協会、経営機構、買手である投資者などを含む）の権利と義務を明確にしました。それと同時に、当該弁法は中国証券監督管理委員会がストックオプション市場に対して集中的、かつ統一的な監督管理を実行することを明確化にしました。当該弁法により、ストックオプションはマーケットメーク制度を施行することができ、投資者適切性制度及び当日無負債決済制度を実行します。

本弁法は公布日から施行されます。

http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublish/G00306201/201501/t20150109_266394.htm